

様式

福津市中小企業振興条例（案） 市民意見公募によるご意見・回答表

NO	提出された意見（概要）	市（実施機関）の考え方
1	<p>第2条第3号 中小企業支援団体について 同条第1号で定義する中小企業者には、 農業者、漁業者も含まれると思うので、支 援団体として農協や漁協にも意識をもって この条例に協力してもらうことが必要であ ると思われる。また、小規模企業者への支 援団体の中心となる商工会をより意識づけ る意味から、関係団体という区分で農協、 漁協を例示することも考えられる。 相手団体の意向や今までの経緯もあり、 熟考が必要だと思われるが、これを契機に 市が垣根を越えて支援団体の輪を広げてい くチャンスになると思う。</p>	<p>【回答】 原文のままとします。 【理由】 ご意見いただいた農業者や漁業者は、中小企業基本法に規定する中小企業者の「その 他の業種」に含まれますが、本条例で関係団体の例示は考えておりません。計画策定に おいては具体の施策を講じるために、農漁業関係者の協力も仰ぎながら商工を振興して いきたいと考えています。</p>
2	<p>第3条第4号 小規模企業の振興について 会員の大半が小規模企業者である商工会 が具体的にどのような支援ができるのか、 また、求められているのか、この点をしっ かり施策に反映していくことが重要だと思 う。 商工会とのより一層の連携が求められる ところだと思うが、今後策定される基本計 画に盛り込んで進めていくことが重要では と思う。</p>	<p>【回答】 小規模企業の振興は、基本的な施策の一つとして、第11条第4号に記載しているこ とからも重要な施策と位置付けています。どのような支援をしていくかなどは、「経営 発達支援計画」が中心になってきますが、実施主体となる商工会と連携しながら計画を 推進していきます。</p>

<p>3</p>	<p>3-①第11条第1号 創業の促進を図るための施策について 小規模企業では、後継者難による廃業も顕著であり、事業承継も施策に加える必要がある。 (修正案) 「創業及び円滑な事業承継の促進を図るための施策」</p> <p>3-②第11条第5号 多様な人材の確保を図るための施策について 多様な人材が何を意図しているのかが、分かりにくい。分かりやすい表現にするか、一般的な表現で修正案を提出する。 (修正案) 「人材の確保、育成及び職場環境の整備促進を図るための施策」</p>	<p>【回答】 原文のままとします。</p> <p>【理由】 3-① 事業承継については、関係団体や事業者などとの協議の中でも解決すべき課題として捉えており、第11条第2号の中で実施する施策の一つとして考えています。条例では、企業の成長段階に合わせた基本的施策を体系化することに主眼を置いており、第2号については、様々な施策が考えられることから例示はせずに、基本計画の中で具体的にどんな施策に取り組むかを明記する予定です。</p> <p>3-② 多様な人材とは、シニア世代から次世代を担う子ども世代まで、幅広い年代の人たちを示しており、市内での就業の機運を高めることを考えています。 育成及び職場環境の整備促進については、多様な人材の確保における大事な要因ではありますが、具体の施策は基本計画の中で講じるために、条例では内包した表現としています。</p>
<p>4</p>	<p>第13条第4項 施策の実施状況の公表について 公表にあたっては、当然検証が必要であり、毎年議会に報告後速やかに公表を行う必要があると思う。中小企業に関する施策は、市の発展と市民生活の向上に密接に関連があるので議会でも関心を持って見守るために報告をすべきではと思う。 また、施策の実施主体である商工会は5年ごとの経営発達支援計画に基づいてPDCAサイクルによる検証をするので、それと併せて市でも行う必要がある。 (修正案) 「実施状況を検証して毎年議会に報告後速やかに公表するものとする。」</p>	<p>【回答】 原文のままとします。</p> <p>【理由】 実施状況については、広報等で広く市民の皆さんへ公表します。 基本計画については、計画策定や変更の際に議会へ報告を行い、検証を行いながら効果的な施策展開を図り、その進捗状況を必要に応じて議会へ報告を行うことを考えています。施策によっては短期間での検証が難しい施策や効果測定に一定の費用がかかる場合がありますので、毎年ではなく一定の効果が検証できる時期に報告したいと考えています。 経営発達支援計画については、市と商工会の共同申請であることから、一緒に検証を行い、基本計画へも反映させたいと考えています。</p>